

令和2年松前町条例第10号

松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

(松前町公共下水道事業特別会計条例の廃止)

第1条 松前町公共下水道事業特別会計条例(昭和62年松前町条例第11号)は、廃止する。

(松前町情報公開条例の一部改正)

第2条 松前町情報公開条例(平成13年松前町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、公文書の公開を実施する機関(以下「実施機関」という。)とは、次に掲げる町の機関をいう。 (1) 町長(水道事業及び下水道事業の <u>管理者の権限</u> を行う町長を含む。) (2)～(7) 省略 2 省略	(定義) 第2条 この条例において、公文書の公開を実施する機関(以下「実施機関」という。)とは、次に掲げる町の機関をいう。 (1) 町長(水道事業_____管理者の <u>職務</u> を行う町長を含む。) (2)～(7) 省略 2 省略

(松前町下水道条例の一部改正)

第3条 松前町下水道条例(平成13年松前町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第4条の3に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) 省略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第5条の8第5号の規定により国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、政令第5条の9第1号の規定により国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 省略

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして松前町下水道条例施行規則（平成14年規則第6号。以下「規則」という。）で _____ 定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) 省略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で _____ 定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で _____ 定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 省略

(処理施設の構造の技術上の基準)

第2条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする

(1) 省略

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の7第6号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように政令第5条の10第2号の規定により国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように政令第13条第6号の規定により国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること。

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から6月以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の許可を受けた場合は、その期間を延長することができる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第2条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする

(1) 省略

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の7第6号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で
_____定める措置が講じられていること。

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で
_____定める措置を講じること。

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から6箇月以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により町長
_____の許可を受けた場合は、その期間を延長することができる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 省略

(2) 排水設備を公共ますに固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理規程の定めるものによること。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

省略

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理規程で定めるところにより管理者に申請書を提出し、その確認_____を受けなければならない。

確認を受けた計画を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、同項の管理者の確認は、行わない。

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 省略

(2) 排水設備を公共ますに固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則_____の定めるものによること。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

省略

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則_____で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事(管理規程で定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、同項の指定を受けた日から5年とする。ただし、特別な理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

3 省略

(指定の申請)

第7条 省略

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

3 省略

4 管理者は、必要と認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(指定の基準)

第8条 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の いずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 省略

て書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を町長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規則 で定める軽微な工事を除く。)は、町長の指定を受けたもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別な理由があるときは、町長はこれを短縮することができる。

3 省略

(指定の申請)

第7条 省略

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

3 省略

4 町長は、必要と認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(指定の基準)

第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 省略

(_____ 責任技術者証)

第13条 管理者は、前条第1項に定める登録資格を有する者から第11条の申請があったときは、第10条第1項の登録を行い、責任技術者証を交付する。

2 省略

3 責任技術者は、前条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(指定工事店証)

第14条 管理者は、指定工事店 _____ に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 省略

3 指定工事店は、第17条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第15条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び管理規程に定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければ

(松前町登録の責任技術者証)

第13条 町長は、前条第1項に定める登録資格を有する者から第11条の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。

2 省略

3 責任技術者は、前条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店証)

第14条 町長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 省略

3 指定工事店は、第17条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第15条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則に定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければ

ならない。

(変更の届出等)

第16条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理規程で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第17条 管理者は、指定工事店が次の_____いずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) 省略

2 省略

(排水設備等の工事の検査)

第18条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(水質適合のための除害施設の設置等)

ならない。

(変更の届出等)

第16条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則_____で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則_____で定めるところにより、その旨を町長_____に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第17条 町長_____は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) 省略

2 省略

(排水設備等の工事の検査)

第18条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を町長_____に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則_____で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(水質適合のための除害施設の設置等)

第21条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 政令 第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

(2)～(10) 省略

（水質管理責任者制度）

第22条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理規程で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

（除害施設の設置等の届出）

第23条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排除の停止又は制限）

第24条 管理者は、公共下水道への排除が次のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

（使用開始等の届出）

第21条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号） 第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

(2)～(10) 省略

（水質管理責任者制度）

第22条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

（除害施設の設置等の届出）

第23条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排除の停止又は制限）

第24条 町長は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上必要があると認めるとき。

（使用開始等の届出）

第25条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、管理規程 で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 使用者が変わったときは、新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を管理者に届けなければならない。

3 省略

(使用料の徴収)

第26条 省略

2 使用料は、使用月ごとに、その使用月における公共下水道の使用について徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月分をまとめて徴収することができる。

3 省略

4 前2項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第27条 省略

2 使用者が使用した汚水の量の算定は、次の各号の水量を合計するものとする。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量（

第25条 使用者が 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

2 当該施設の使用者が変わったときは、新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。

3 省略

(使用料の徴収)

第26条 省略

2 使用料は、使用月ごとに、その使用月における公共下水道の使用について徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、2箇月分をまとめて徴収することができる。

3 省略

4 前2項の規定にかかわらず、町長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第27条 省略

2 使用者が使用した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、

使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第29条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第30条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(占有)

第32条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理規程で定めるところにより、申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 前項の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次の_____占有物件については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの

3 省略

(原状回復)

使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第29条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第30条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(占有)

第32条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 前項の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

3 省略

(原状回復)

改正後	改正前
<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u> (以下「<u>管理者</u>」という。) は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域 (以下「<u>賦課対象区域</u>」という。) を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、次の<u>いずれか</u>に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の<u>いずれか</u>に該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 <u>町長</u> _____は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域 (以下「<u>賦課対象区域</u>」という。) を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 <u>町長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>町長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>町長</u>は、次の<u>各号の一</u>に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>町長</u>は、次の<u>各号の一</u>に該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 管理者は、第5条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 町長は、第5条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(松前町個人情報保護条例の一部改正)

第5条 松前町個人情報保護条例（平成17年松前町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長（水道事業及び下水道事業の<u>管理者の権限</u>を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長（水道事業_____管理者の職務を</p>

行う町長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2)～(7) 省略

行う町長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2)～(7) 省略

(松前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第6条 松前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年松前町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 町の機関 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として町に置かれる機関、<u>松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和43年松前町条例第29号) <u>第2条</u>に規定する<u>上下水道事業</u>の管理者の権限に属する事務を処理させるための機関又はこれらの機関の職員であって法令上若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(4)～(12) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 町の機関 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として町に置かれる機関、<u>松前町水道事業の設置等に関する条例</u>_____ (昭和43年松前町条例第29号) <u>第3条</u>に規定する<u>水道事業</u>の____管理者の権限に属する事務を処理させるための機関又はこれらの機関の職員であって法令上若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(4)～(12) 省略</p>

(松前町事務分掌条例の一部改正)

第7条 松前町事務分掌条例(平成20年松前町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p>

(1)・(2) 省略

(3) 産業建設部

ア～シ 省略

ス 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(1)・(2) 省略

(3) 産業建設部

ア～シ 省略

ス 下水道に関すること。

セ 省略